

29文科初第1821号
障発0330第9号
平成30年4月2日

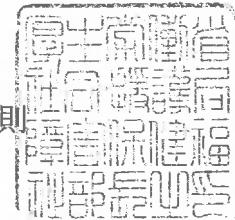
各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{国公私立大学長} \end{array} \right\}$ 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
宮寄雅則



(印影印刷)

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

この度、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省・厚生労働省令第2号）が公布され平成30年4月1日から施行されたほか、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設の一部を改正する件（平成30年文部科学省・厚生労働省告示第3号）が告示され、平成30年4月1日から適用された。

改正の内容等は下記のとおりであるので、下記事項に留意の上、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、各都道府県知事におかれましては、都道府県教育委員会、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

記

第1 改正の内容

1 公認心理師法施行規則の一部改正

公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第7条に規定する公認心理師試験を受けることができる者の要件の一つとして、同条第2号において、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で

定める期間以上同法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した者を定めており、具体的には、公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第5条において、法第7条第2号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設を列挙している。

今般、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）の施行（平成30年4月1日）により、長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する「介護医療院」が創設されるところ、「介護医療院」は要介護者に対して医学的管理下における介護等を提供する機能を有しており、法第7条第2号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設に該当し得るものとして、「介護医療院」を施行規則第5条に列挙する施設に追加する。

2 公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設の一部改正

法第7条に規定する公認心理師試験を受けることができる者の要件の一つとして、同条第1号及び第2号において、公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて大学を卒業又は大学院の課程を修了した者を定めている。

上記の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものについては、施行規則第1条及び第2条において定めており、当該科目のうち、心理実習及び心理実践実習については、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設のうち、心理実習又は心理実践実習を行うのに適当なものを利用して行わなければならないこととしており、具体的には、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）において、施設を列挙している。

今般、改正法により創設される「介護医療院」は要介護者に対して医学的管理下における介護等を提供する機能を有しており、公認心理師となるために必要な専門的知識・技能を修得するために心理実習及び心理実践実習を行う施設として適当なものに該当し得るものとして、「介護医療院」を施行規則第3条第3項の文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設に追加する。

各都道府県知事におかれでは、「公認心理師養成に係る実習生の受入れに関する御協力のお願いについて（依頼）（平成29年9月15日29文科初第883号・障発0915第11号）」において公認心理師養成に係る実習生の受入れに関する御協力をお願いしているところ、上記のとおり「介護医療院」を施行規則第3条第3項の文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設に追加することとなったため、改めて御協力をお願ひする。

第2 施行期日

平成30年4月1日